# 帯広市障害者(児)通所施設等交通費助成事業について

#### 助成対象となる方

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、障害福祉サービス 受給者証のいずれかの交付を受けている方で、帯広市に住民票がある在宅の方(他市町村 からのサービス受給者は除く)
- ② 生活保護を受けていない方

上記①と②の要件を満たし、かつ下記のいずれかに当てはまる方

- 障害者総合支援法に定める「生活介護」又は「就労継続支援B型」を利用している方
- 帯広市地域活動支援センター事業実施要綱に基づく地域活動支援センターに通所している方
- 児童福祉法に定める「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」を利用している方 (日中一時支援事業は対象となりません)

#### 助成内容について

- ◎通所の手段により次のとおり異なります。
  - (1) 路線バス・・・自宅から通所施設等までの乗車区間にかかる運賃を助成
    - ・障害者手帳により運賃の割引を受ける方、小児運賃適用の児童 障害者割引運賃・小児運賃(通常運賃の半額10円未満切上)の額
    - 上記の割引を受けない方 通常の旅客運賃の額

なお、通所者に付き添って同乗する方の運賃も助成対象となります。

- (2) 自家用車・・・自宅から通所施設等までの距離に応じて助成
  - ※ <u>自宅から通所施設等までの片道距離が2km以上の方</u>が対象となります。 通所に要する距離(1km未満の端数切捨)に10分の1を乗じ、市が4月1日 時点で契約するガソリン単価を乗じた額
- (3) 施設送迎バス・・・施設送迎バスの運賃を助成 実費負担額(片道270円上限)に通所回数を乗じた額

## ~ 注 意 事 項 ~

- ▶ 申請は四半期ごとに行っていただき、1四半期につき合計3万円を上限として支給します。
- ▶ 最も経済的な経路により通所する交通費を助成対象としています。申請内容について、必要に応じて訂正を行うことがあります。
- 新規、通所先や住所または通所方法の変更がある場合、審査に時間を要するため、支給が遅れる場合があります。

### 助成対象期間について

◎ 提出期限を過ぎても申請できますが、支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

| 対象期間         | 提出期限  |
|--------------|-------|
| 第1四半期(4~6月分) | 7月上旬  |
| 第2四半期(7~9月分) | 10月上旬 |

| 対象期間            | 提出期限 |
|-----------------|------|
| 第3四半期 (10~12月分) | 1月上旬 |
| 第4四半期 (1~3月分)   | 4月上旬 |

【問い合わせ先】 帯広市役所障害福祉課 電話65-4148/FAX23-0163